

令和元年10月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度から

法人税割の税率が引き下げられます

平成28年度税制改正において地方税法が改正され、法人住民税の法人税割の税率が引き下げられます。（税率引下げ分相当について、地方法人税（国税）の税率を引き上げ、地方交付税の原資化を図ります。）

この改正を踏まえ、千葉市は令和元年10月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度の法人税割の税率を下記の改正内容のとおりに改めることとしました。

※地方法人税の詳細については、管轄の税務署へお問い合わせください。

◆ 改正内容

| 法人の区分 | 平成26年9月30日以前に開始する事業年度又は連結事業年度 | 平成26年10月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度 | 令和元年10月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度 |
|--|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| ・資本金等の額が5億円以上の法人 | 14.7% | 12.1% | 8.4% |
| ・資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人 | 13.5% | 10.9% | 7.2% |
| ・資本金等の額が1億円以下である法人 ・資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。） ・人格のない社団等 | 12.3% | 9.7% | 6.0% |

※ 均等割については、変更ありません。

◆ 改正後初年度に係る予定申告について（経過措置）

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る予定申告の法人税割額に限り、前事業年度又は前連結事業年度の確定法人税割額に“3.7”を乗じて得た金額を、前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して得た金額とする経過措置が講じられます^(注)。

$$\text{予定申告の法人税割額} = \text{前事業年度の確定法人税割額} \times \frac{3.7}{\text{前事業年度の月数}}$$

(注) この経過措置は税率改正によるものであり、翌事業年度又は翌連結事業年度からは通常の計算方法（計算式：「前事業年度の確定法人税割額×6÷前事業年度の月数」）となります。

<お問い合わせ先> 千葉市東部市税事務所 法人課 法人班
〒264-8582
千葉市若葉区桜木北 2-1-1（若葉区役所内）
TEL：043-233-8142